

大分県報

令和三年
第二一四号
六月八日

（火曜日）

第四条第一項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。
第一号様式中「㊦」を削る。
第二号様式中「㊦」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。
第三号様式及び第四号様式中「㊦」を削る。
第五号様式を次のように改める。

規則

特定非営利活動促進法の施行に関する規則の一部改正……………一
指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正……………四

告示

青少年に有害な興行の指定……………六
大規模小売店舗に係る公示……………六
土地改良区の定款変更認可（二件）……………七

公告

契約者等の公示……………七
県営土地改良事業の工事の完了……………八
落札者等の公示……………八
競争入札参加者の資格に関する公示……………八
一般競争入札の実施……………九

○規則

特定非営利活動促進法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第七十三号

特定非営利活動促進法の施行に関する規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の施行に関する規則（平成二十四年大分県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「公告及び」を削り、同条中「規定による公告は大分県報に登載し、又はインターネットの利用により公表して行い、公衆の縦覧は」を「公衆の縦覧は、」に改める。

令和三年六月八日

大分県報（規則）

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

大分県知事 殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたので、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(備考)

- 1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 [1部]
 - (2) 変更後の定款 [2部]
 - (3) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類又はその他の事業に関する事項の変更を含むものである)に限り、[2部]
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) [2部]
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(確認書) [1部]

- (3) 直近の事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は設立申請に伴い作成した事業計画書、活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は合併申請に伴い作成した事業計画書、活動予算書及び財産目録) [1部]
- 4 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条(同法第62条において準用する場合を含む。)(イ)の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号まで(同法第62条において準用する場合を含む。)(イ)に規定する次に掲げる書類の写し
 - ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - イ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類(法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。)
 - (イ) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (イ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他の内容に関する事項
 - a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - b 役員等との取引
 - (イ) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限り。)(イ)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - (エ) 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (イ)に係る部分を除く。)
 - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (オ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - (カ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
 - ウ 法第45条第1項第3号(ロ)に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条(同法第62条において準用する場合を含む。)(イ)の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項(同法第62条において準用する場合を含む。)(イ)に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

第六号様式から第十五号様式までの規定中「㉔」を削る。
 第十七号様式から第二十号様式までの規定中「㉕」を削る。
 第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式 (第24条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

| | | |
|--|--|---|
| 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | | 電話() <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |
| 主たる事務所の所在地 (フリガナ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | | F A X () <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |
| (フリガナ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | | <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 特例認定の有効期間 |
| 代表者の氏名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | | 事業年度 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |
| 自 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | | 自 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |
| 至 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | | 至 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第82条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

| | | |
|---|--|--|
| (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 提出しない場合 年度 () 年度 () 最後に役員報酬規程を提出した事業年度 () 年度 () | (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、常附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号(同法第82条において準用する場合を含む。)に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。) | (3) 法第45条第1項第3号イロに係る部分を除く。、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号(同法第82条において準用する場合を含む。)のいずれにも該当していない旨を説明する書類 |
| ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他の内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引 ③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員配属者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその常附金の額及び受領年月日 | ④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額 ⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 | (注) 事項(1) |

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)に掲げる書類を所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。)に提出する際に使用します。

2 各書類を作成することに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前として、提出してください。」「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。

第二十二号様式、第二十四号様式及び第二十五号様式中「㊸」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の特定非営利活動促進法の施行に関する規則第五号様式及び第二十一号様式の規定は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

3 改正前の特定非営利活動促進法の施行に関する規則第一号様式から第十五号様式まで、第十七号様式から第二十二号様式まで、第二十四号様式及び第二十五号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十四号

指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年大分県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二号第一号中「及び第三十一条第一項第三号ロ」を「並びに第三十一条第一項第三号ロ及び第五号」に改める。

第三十一条第一項第五号を次のように改める。

五 役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

第三十三条第一項中「掲げる書類」の下に「（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内

容に変更がない場合は、この限りでない。
第五号様式を次のように改める。

第五号様式（第33条関係）

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書

| | | | | |
|---------|---------------|-------|--------|---|
| 年月日 | 主たる事務所の所在地 | 〒 | 電話（ ） | — |
| 大分県知事 殿 | (フリガナ) | | FAX() | — |
| | 法人の名称 | | | |
| | (フリガナ) | | | |
| | 代表者の氏名 | | | |
| | 寄附金が控除対象となる期間 | 年月日から | 年月日まで | |
| | 事業年度 | 月日から | 月日まで | |

指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第1項の規定により、次の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

| |
|-------------------------|
| 提出しない場合 |
| 最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度） |
| 最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度） |

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類

ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 (イ) 役員等との取引

ウ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員配属者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

エ 役員等に対する報酬又は給与の状況
 (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給（イ）を除く。）
 (イ) 給与を得た職員の総数及び総額

オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(3) 条例第4条第1項第4号（ロに係る部分を除く。）、第5号イ及びロ、第6号並びに第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則第三十一条第一項第五号の規定は、指定特定非営利活動法人がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。

3 改正前の指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則第五号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○ 告 示

大分県告示第四百十三号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和三年六月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| | | | | |
|-------------|-----|------------------------|----------------|------------------------------------|
| 指定年月日 | 種類 | 題 名 | 制作社名 又は配給社名 | 指 定 理 由 |
| 令三・ 五・二六 | 映 画 | 好き好きエロモード 我慢しないで！ | オーピー映画 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。 |
| 〃 | 〃 | 異常快樂 さかりのついた犬たち | 新東宝映画 | |
| 〃 | 〃 | 未亡人下宿？エピソード3 裏口も開いています | オーピー映画 | |
| 〃 | 〃 | 美しい新妻 気持ちよくて狂いそう | 新東宝映画 | |
| 〃 | 〃 | 日本残虐女拷問 | 新東宝映画 | |

大分県告示第四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年六月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストアモリ明野店

大分市大字猪野字三屋千五百五十九番一 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜 馬

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

福岡県朝倉市一ツ木千四百四十八番地の一

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜 馬

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年一月十五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百五十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 四十五台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.一 建物敷地北側 二十台

駐輪場No.二 建物敷地北側 十六台

合計 三十六台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北東側 五十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地北側 六・九六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地東側及び南側 二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年五月十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

令和三年六月八日から同年十月八日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十月八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和三年六月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

朝地町土地改良区

豊後大野市

令三・五・二七

大分県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和三年六月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

玖珠町土地改良区

玖珠郡玖珠町

令三・五・二七

○ 公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和三年六月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

行政情報システム維持管理・運用業務及び電算システム維持管理支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千五百九十六万八千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和三年六月八日

大分県報（告示・公告）

七

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和三年六月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 事業名 | 着手年月日 | 完了年月日 |
|------------------------------------|----------|----------|
| 県営農村地域防災減災事業 （ため池整備） （万治池地区） | 平二八・一・二七 | 平二九・三・二七 |

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年六月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る特定役務の種類

大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育デジタル改革室

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和三年五月二十日

四 落札者の氏名及び住所

フューチャーインスペース株式会社 代表取締役 江 幡 剛

大分市中央町四丁目二番五号 ソレイユ四F

五 落札金額

三千二百二十一万九千九百九十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年四月九日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年六月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類

大分県警察勤務管理システム構築委託業務契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十六条の四第一項（令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(二) 営業に関し必要な許可、認可等を得ていない者

(三) 営業年数が一年未満の者

(四) 県税を滞納している者

(五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

(一) 営業概要

イ 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

ロ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

| | |
|---|--|
| <p>ハ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）</p> <p>(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）</p> <p>(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）</p> <p>三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p> <p>1 申請の方法</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県総務部行政企画課電子自治体推進室電子自治体推進班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―二〇六六</p> <p>3 申請の時期</p> <p>令和三年六月八日から同月二十二日までとする。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年三月三十一日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和四年四月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成十四年大分県告示第五百五十六号）に基づき入札参加資格の審査の申請を行うものとする。</p> <p>五 申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等</p> | <p>1 入札参加資格を取得した者が次のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加することができない。</p> <p>(一) 令第六百六十七条の四第二項（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1に掲げる事由に該当すると判明した場合</p> <p>2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和3年6月8日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする特定役務の種類 大分県警察勤務管理システム構築委託業務契約</p> <p>(2) 契約期間 契約日から令和4年2月28日まで</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年6月8日から同月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県総務部行政企画課電子自治体推進室電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2066</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部警務課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2632</p> <p>(2) 日時 令和3年6月8日から同年7月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> | <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和3年7月19日（月）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月16日（金）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館10階 会議室</p> <p>(2) 日時 令和3年7月19日（月）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、再度の場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 免除する。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>したものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同働の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) System development consignment Work management system for Oita Prefectural Police</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 19 July 2021</p> <p>(3) Office Police Affairs Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> | |
|---|--|